

## 早稲田大学研究データ管理・公開ポリシーの解説

### (前文)

早稲田大学（以下、「本学」という）は、「学問の独立」、「学問の活用」および「模範国民の造就」の建学理念に則り、学問の使命に対する高い理想を持ち、人類の福祉と世界平和に貢献することを目的として研究活動を推進してきた。本学は、上記の理念を踏まえ、研究活動の基盤となり得る研究データを適切に管理し、公開・利活用できる仕組みを整備することで、本学における研究活動をより一層深化させ、オープンサイエンスの社会的要請に応えることが責務であると考え、そこで、本学は研究データを適切に管理し、公開・利活用するためのポリシーを以下のとおり定める。

- (1) 本ポリシーは、本学の建学理念の下に、研究データにおける基本的な取扱いに関する方針を示すものであり、策定の目的は以下のとおりである。
  - ① 研究データの適切な管理、公開・利活用の確実な実施
  - ② 研究データ管理、公開・利活用に関わる大学の社会的責任の遂行
- (2) 本学の研究者等が研究データを適切に管理し公開・利活用を行うことは、研究データを保護し、その価値を認めることであり、研究者等が将来に渡り優れた研究を行うために、また、本学における将来の研究を守るために重要である。
- (3) 本学の研究活動における研究分野は多様であるため、研究データの管理、公開・利活用を行うための具体的な運用等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、学術院等の実情に応じて実施することができる。

### 1. 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究者等が研究活動を行う過程あるいは結果として収集または生成された情報を指す。

- (1) 研究データとは、本学の研究者等が研究活動の過程あるいは研究の結果として収集または生成されたデータを指し、その形態はデジタル、非デジタルを問わない。また、数値、画像、テキスト等のあらゆる形態を含む。

具体的には、以下に分類される。

- 1) 一次データ（生データ：研究対象から新規に収集・生成されたオリジナルデータ）
- 2) 二次データ（一次データを加工したデータ、一次データを解析したデータ）
- 3) 論文等の根拠となるデータで上記 1)、2) 以外のもの
- 4) 上記 1)～3) のデータに基づいて作成された論文等に記載された情報

(2) 「研究者等」とは、以下の者をいう。ただし、本ポリシーの対象となる「研究者等」の具体的な範囲については、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、大学院等で別途定めることができるものとする。

- 1) 研究活動を行う本学の常勤および非常勤の教員、研究員および職員
- 2) 研究活動を行う本学の学生
- 3) 研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者で上記 1)、2) 以外の者

(3) 共同研究等の相手先の大学や企業、機関等に在籍する者が、本学の研究活動に従事する場合、相手先と協議の上、本ポリシーの対象者に含むことができるものとする。また、本学の研究者等が、共同研究等の相手先で取得した研究データについては、相手先が定めるルールに基づき、適切に対応する。

## 2. 研究データの管理

研究者等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、国際的規範、国内外の関係諸法令、学内諸規約および共同研究契約等を遵守の上、研究データを適切に管理する。

(1) 研究者等は収集または生成された研究データを適切に管理する権利と責務を有するものとする。

(2) 研究者等は研究分野の特性を踏まえた上で、国際的規範、国内外関係諸法令、学内諸規約および共同研究契約等を遵守の上、研究データの管理を行うものとする。なお、研究データの管理に際して、上記による条件や制限等がある場合には、その条件や制限等に反することがないように留意する。

(3) 研究者等は研究の段階に応じて、研究データを管理するものとする。ただし、共同研究等の相手先と別に定める要件等がある場合には、その要件に従うものとする。特に公的資金による研究においては、研究開始前のデータマネジメントプランの策定時に研究データの公開に関する事項等を明記する必要があるため留意する。

(研究の段階に応じた研究データ管理の例)

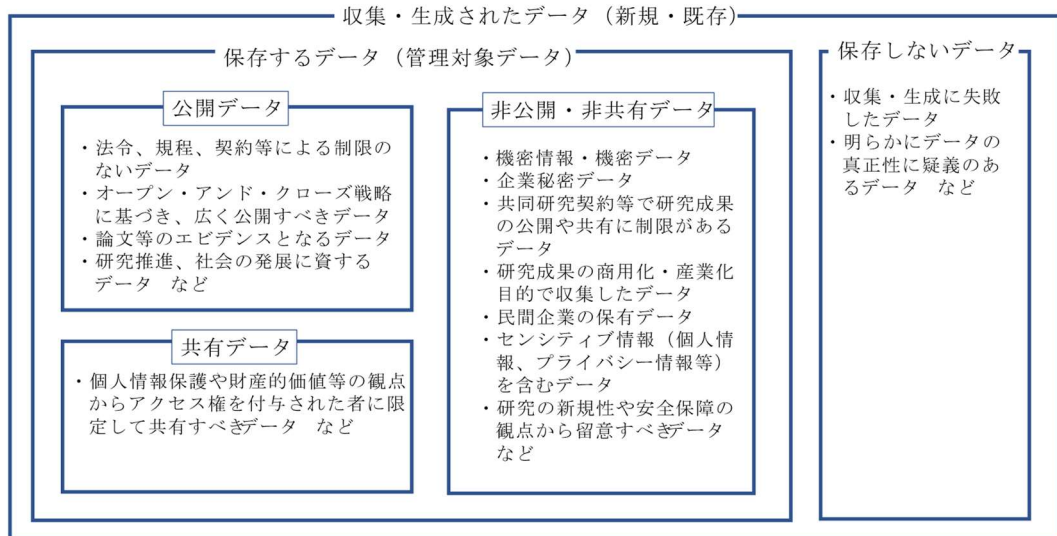
研究開始前：データマネジメントプランの策定やメタデータの整備等を行うことが推奨

されていることに留意し、研究計画を立案する。

研究実施中：本ポリシーに留意し、研究データを適切に保管し、管理する。

研究終了後：「保存の対象とする研究データ」と「保存の対象としない（破棄の対象とする）研究データ」に分別する。このうち「保存の対象とする研究データ」については、更に「公開の対象とする研究データ」、「共有の対象とするデータ」と「公開・共有の対象としない研究データ（非公開・非共有データ）」に分別する。

※研究データの管理・公開に関する区分のイメージ



- (4) 研究者等は大学や企業、機関等と共同研究等を行う場合、その相手先と予め研究データの権利や責任について、協議の上、合意を得るものとする。
- (5) 研究者等は自身が退職、卒業等により本学から離籍する場合またはその他の理由により研究活動を終了する場合、研究データを適切に破棄すること、研究データを適切に管理する権利や責務を本学の他の研究者に移譲することができるものとする。ただし、研究データを移譲する際には、本学の将来における研究活動の阻害とならないように十分に配慮するものとし、国際的規範、国内外関係諸法令、学内諸規約および共同研究契約等による条件や制限等がある場合には、それらが優先されるものとする（特に、「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程施行細則」にて論文等の根拠となった研究資料等の保存期間が規定されていることに留意すること）。
- (6) 研究者等は研究公正の観点から、研究データの信頼性、再現性、追跡可能性等に留意してデータの管理を行うものとする。

### 3. 研究データの公開・利活用

研究者等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、国際的規範、国内外関係諸法令、学内諸規約および共同研究契約等によって制限される場合を除き、研究者自身が保存する研究データを可能な限り公開し、その利活用を促進する。

- (1) 「公開」とは、利用者を限定せずに研究データの利用を許可する公開 (Publish) と限定された利用者のみ利用を許可する共有 (Share) があり、公開しない場合は「非公開・非共有」とする。
- (2) 研究者等は研究分野の特性を踏まえた上で、国際的規範や国内外関係諸法令、学内諸規約および共同研究契約等による条件や制限等を遵守の上、研究データの公開・利活用について検討するものとする。上記による条件や制限等がない場合には、オープン・アンド・クローズ戦略(\*1)および FAIR 原則(\*2)に留意の上、当該研究データを公開・利活用することが望ましい。なお、公開・利活用するデータのうち、発明等の知的財産に係るものについては事前にリサーチイノベーションセンター知財・研究連携支援セクションに権利化を相談した上で公開・利活用することが望ましい。また、研究データを有償で提供する仕組みおよび関係規程については、今後整備していく予定である。

#### (\*1) オープン・アンド・クローズ戦略

- 1) 『研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特性から、公開するものと非公開とするものとに分けて進める戦略のこと。』

(出典) 大学 ICT 推進協議会

『大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン』(2021年7月1日)

- 2) 『～研究データは、国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性がある。このため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。さらに、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切で無い場合もありうることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバゴ(制限付き非公開)期間を設定することも想定される。したがって、以上のことを考慮した上で、研究データは、適切なオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、公開及び共有が実施される必要がある。言い換えれば、単純に、公開や共有を是とするのではなく、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、合理的な理由により公開及び共有の範囲を研究者が設定すべきである。』

(出典) 令和3年6月2日付文部科学省事務連絡  
『「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」について(通知)』

#### (\*2)FAIR原則

##### To be Findable: (見つけられるために)

- F1. (メタ) データが、グローバルに一意で永続的な識別子 (ID) を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ) データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子 (ID) を明記していること。

##### To be Accessible: (アクセスできるために)

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ) データを識別子 (ID) により入手できること。
  - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
  - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

##### To be Interoperable: (相互運用できるために)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ) データが FAIR 原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること

##### To be Re-usable: (再利用できるために)

- R1. メタ (データ) が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
  - R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
  - R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。
  - R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

Licensed under a Creative Commons 表示 4.0 国際 license ©2019

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

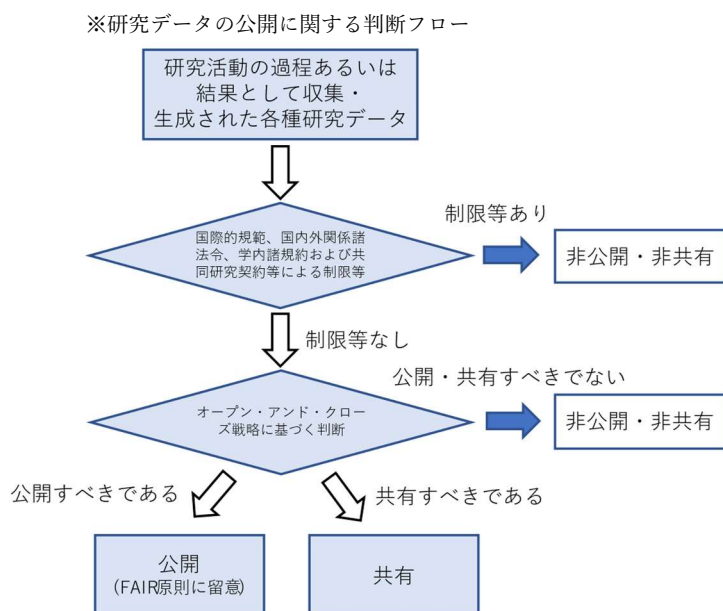
(出典) FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>, NBDC 研究チーム(訳),  
"FAIR原則(「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019). <https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

- (3) 公開対象とするかどうかの判断は、主に当該の研究データを公開することが当該分野における研究推進や社会の発展に資するかどうかを基準に、研究者等が自ら判断するものとする。また、共有対象とするかどうかの判断は、主に個人情報保護や財産的価値の観点から当該の研究データへのアクセスを一定の研究者間に限定する必要があるかどうかを基準に、研究者等が自ら判断するものとする(ただし、論文等の根拠となる研究デ

ータについては、原則公開することが望ましい。

- (4) 「公開の対象とする研究データ」については、メタデータを付与した上で、適切なりポジトリを通じて公開するものとする。



#### 4. 大学の責務

本学は、研究者等が研究データを管理し、公開・利活用するための環境を整備する。

- (1) 本学は、研究者等が適切に研究データを管理し、公開・利活用するための仕組みとして以下の支援を行う予定である。
- ・ 研究データを保存し管理するためのデータストレージの提供
  - ・ 研究データを公開・利活用するための機関リポジトリの提供
  - ・ 研究データの管理、公開・利活用の手法に関するガイダンスおよび相談対応
  - ・ 研究データの管理、公開・利活用の推進のための普及・啓発活動

#### 5. ポリシーの見直し

本ポリシーは、社会情勢や学術研究を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜見直しを行う。

- (1) ポリシーおよび本解説資料は、社会情勢や周辺環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

以 上